

平成28年第2回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成28年4月26日（火）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成28年4月26日（火曜日） 午前10時44分～午前11時20分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦	総務部次長兼税務課長：久保江信晴
総務課長：福原勝人	財政課長：舛谷祐幸
総合防災課長：竹村由喜美	

市民部長：高階 仁	市民部次長兼市民課長：佐藤和久
-----------	-----------------

神岡支所長：伊藤禎祐	中仙支所長：高橋利省
西仙北支所長：佐々木繁隆	協和支所長：佐川浩資
南外支所長：佐藤政利	仙北支所長：大河洋子
太田支所長：安達成年	

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

審議案件

- 第1 報告第2号 専決処分報告について（行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）
 - 第2 報告第3号 専決処分報告について（大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
 - 第3 報告第4号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 第4 報告第6号 専決処分報告について（平成27年度大仙市一般会計補正予算（第9号））
-

午前10時44分

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。

早速ですが、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくお願いたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

【部長あいさつ】

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局からあいさつをいただきたいと思います。

はじめに佐藤総務部長、お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 委員の皆様には、委員会を開催頂きましてありがとうございます。改めまして年度始めでありますので、今年度も皆様にはよろしくご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回臨時会において、総務民生常任委員会にご審議をお願いします案件は、総務部関係としましては、専決処分関係でありますけども、条例が3件、一般会計補正予算1件の合わせて4件でございます。内容等につきましては、この後担当課長から説明がありますが、委員の皆様におかれましては、各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） 次に高階市民部長、お願いいたします。

○市民部長（高階仁） おはようございます。佐藤委員長始め委員各位におかれましては、今年度も引き続き、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。今次臨時会に上程しております市民部の案件につきましては、専決処分報告、平成27年度補正予算1件でございます。よろしくご審議賜りご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、環境交通安全課長の田口課長ですけども、病欠でございますので、環境交通安全課所管分の方は、私の方から説明させていただきますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、質疑の時間を多く取りたいと思いますので、説明は簡潔にお願いいたします。

なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（佐藤清吉） はじめに、報告第2号、「専決処分報告について（行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） おはようございます。この4月の人事異動によりまして、総務課長を拝命いたしました福原と申します。何分若輩ものでございます、どうかご指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。報告第2号の専決処分報告、行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について、資料はNo.1の議案書の1ページから5ページまでとなります。

改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されておりますが、平成28年度の税制改正におきましても、これに伴う制度整備が行われております。

これにより、大仙市固定資産評価審査委員会条例におきまして、固定資産台帳の価額に対する不服申立てを行う場合の手続規定などを整備する必要があるところでございます。

当市におきましては、昨年12月の市議会第4回定例会におきまして、改正行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を一括で改正する整理条例を議決していただいております。

本件は、その整理条例における固定資産評価審査委員会条例の改正規定に、さらに所要の改正を行ったものでありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付けで専決処分させていただきましたので、これを同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

なお、条例の施行は、条例公布日の平成28年3月31日であります。

以上、御説明申し上げますが、よろしくご審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤清吉) ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長(佐藤清吉) 次に、報告第3号、「専決処分報告について(大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。久保江次長兼税務課長。

○次長兼税務課長(久保江信晴) 資料No.1、議案書6ページを、ご覧願います。

報告第3号、大仙市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について、でございます。

7ページを、ご覧願います。専決第7号、専決処分書で、ございます。

次に8ページを、ご覧願います。大仙市条例第33号、「大仙市税条例の一部を改正する条例」を平成28年3月31日に公布しております。

このことにつきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、一部を除き、翌4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

いずれの改正も平成28年度税制改正大綱に基づくもので、ございます。

改正の内容につきまして、ご説明申し上げますが、改正条文につきましては割愛させていただき、主な改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に、市民税についてであります。

個人市民税の所得控除につきまして、健康の保持増進及び疾病の予防への取組のもとに、医療用から転用された医薬品1万2千円を超えて購入した場合に、8万8千円を限度として所得控除できる医療費控除の特例を創設し、平成30年1月1日から施行し、

平成30年度以後の年度分の個人市民税について適用するものであります。通常の医療費控除との選択制でございます。

また、法人市民税の法人税割の税率につきまして、市町村間の税源のかたよりを是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率を12.1%から8.4%に引き下げる改正であり、平成29年4月1日から施行するものであります。

次に、固定資産税についてであります。

再生可能エネルギー発電設備等に係る課税標準の特例措置につきましては、従来は課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講じていましたが、このたび、国が一律に定めていた内容を市町村の条例で決定できるようにする仕組み、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる通称、わがまち特例を導入したうえで、自然条件によらず安定的な運用が可能な、中小水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備について、特例率を拡充し、適用期間を平成30年3月31日まで2年延長するものであります。

次に、軽自動車税について、であります。

平成29年4月に県税である自動車取得税が廃止され、軽自動車においても市税の環境性能割が、3輪以上の軽自動車に創設されることから、附則において賦課徴収の特例、減免の特例、申告納付の特例、徴収取扱費の交付及び税率の特例などの規定を整備するものであります。税率は燃費基準値達成度に応じて、自家用軽乗用車については当分の間、「非課税」、「1%」、「2%」の3段階とし、秋田県が賦課徴収等を行うこととなります。

また、従来の軽自動車税も、軽自動車税の種別割に名称変更になります。軽自動車のグリーン化特例、いわゆる軽課につきましては、一定の環境性能を有する軽自動車の税率を、概ね75%軽減・50%軽減・25%軽減する特例措置が、平成28年3月31日で期限切れを迎えたことから、平成29年3月31日まで1年間延長するものであります。

次に、市たばこ税につきましては、平成27年改正条例の経過措置に係る、所要の文言整理を行うものであります。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除き平成28年4月1日から施行するものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の説明の中で健康保持増進疾病の予防の取り組みというところなんですが、この医薬品から、一般の医薬品に転用されたものということなんですが、これ例えばどういうものが、どのくらい転用になっているものですか。新聞等、なんかちょっと見たような感じだけなんですけども。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 代表的な薬の名前ですけど、例えばコンタックとか、ガスター10という胃腸薬、アレグラという鼻炎薬、ロキソニンというふうな薬、こういうような薬が対象になっていると伺っております。

○委員（大野忠夫） そういうことになってるということなんですけども、これ確定申告だとか、そういう時にいろいろこう適用なるような、書いてあるんですけども、そういう時にはそういう説明が入って来るといふふうに理解していいあれですか。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 一定の例えば検診とか受けたことが、受けることが必要です。そういう受けたうえで、こういう薬を購入した場合は、特例の医療費控除の対象になるということで、従来の医療費控除とは、また別枠ですのでこれは、選択制になります。周知につきましては、この後また進めて参ります。詳しい情報、まだ来ておりませんので。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。外に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 説明内容の確認を1点、市民税に関する施行が29年というふうに説明されたようですが、28年4月1日ではないのですか、これ、29年というふうなことですか。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 29年というのは、法人市民税のことで、あの説明いたしましたけども、基本的には28年4月1日施行ですけども、中には1月1日施行とか、29年1月1日とか、29年4月1日とか、30年1月1日とか、各項目によってバラバラなっております。それで例えばこの委員よりさっきありました29年4月1日というのは法人市民税の法人税割の。

○委員（佐藤文子） この法人税割の制限税率が軽減されたというふうなことで、市に入る法人税の、法人市民税という影響はどのようになるものなのか。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 29年の施行ですので、28年中は影響無いかと思いますけども、29年度からはやはり下がると思います。ただ額につきましては、まだ今のところ把握しきれていません。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、報告第4号、「専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。久保江次長。

○次長兼税務課長（久保江信晴） それでは、ご説明させていただきます。同じく資料1、議案書22ページを、ご覧願います。

報告第4号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、でございます。

23ページを、ご覧願います。専決第8号、専決処分書で、ございます。

24ページ、続きましてお願いいたします。大仙市条例第34号、「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を、平成28年3月31日に公布しております。

このことにつきましては、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

改正の一つめは、課税限度額の引き上げを行うもので、基礎課税額に係る課税限度額については「52万円」を2万円引き上げ「54万円」に、「後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額」については「17万円」を2万円引き上げ「19万円」に、それぞれ改正するものでございます。

なお、「介護納付金課税額に係る課税限度額」16万円につきましては、改正は、ございません。

改正内容の二つめは、軽減判定所得の見直しを行うもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につきまして、被保険者数に乗すべき金額「26万円」を5千円引き上げ「26万5千円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者数に乗すべき金額「47万円」を1万円引き上げ「48万円」に、それぞれ改正するものでございます。

なお、「7割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定」につきましては、改正はございません。

施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行し、平成28年度以後の国民健康保険税から適用するものであります。以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 1点だけです。課税限度額の引き上げが行われる訳ですけれども、トータルで89万円というふうになる訳ですけれども、限度額対象世帯というのは、国保加入世帯に対して何パーセントくらいの世帯になっているものなのか、もし数字が分かれば教えて頂きたいと思います。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 具体的な世帯数は、世帯数でもよろしいですか。現在の試算では、課税限度額超の世帯は157世帯が見込まれています。

○委員（佐藤文子） もう一つは、それに対して今回軽減の拡充が行われた訳ですけども、軽減対象世帯というのは、どれくらい居るのですか。

○次長兼税務課長（久保江信晴） 軽減の方ですけども、最大56世帯の増が見込まれております。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

職員の入替えがあるようですので、暫時休憩いたします。

11：04 休 憩

11：05 再 開

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、報告第6号、「専決処分報告について（平成27年度大仙市一般会計補正予算（第9号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 報告第6号の総務課所管部分について、御説明申し上げます。

資料No.2の補正予算書につきましては12ページをお願いいたします。それから、資料No.2-1、主な事業の説明書につきましては1ページを御覧いただきたいと存じます。

2款1項43目90事業の地域雇用基金積立金についてであります。本年3月の定例会におきまして、3,001万5,643円の積み立ての補正を議決していただいたところでありましたが、今般、27年度の各種交付金や特別交付税が確定したことなどから、保育支援員や学校生活支援員等の雇用に係る財源として備えるため、さらに5千万円を積み立てたものであります。

これによりまして、27年度末の残高は1億2,866万3,912円となりますが、保育支援員29名分の雇用に対して充当するため、28年度当初予算において2,440万5,000円の取り崩しを計上していることから、現時点における28年度末の残高見込みは約1億400万円となります。

以上、総務課所管分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、舩谷財政課長。

○財政課長（舩谷祐幸） 財政課の舩谷です。今年度もどうかよろしくお願ひいたします。引き続きまして、専決処分報告の財政課関連予算につきまして、説明申し上げます。

はじめに、歳入関係につきまして説明申し上げます。お手元の資料No.2、補正予算書の8ページから11ページと、それから、別添でお渡ししております、資料ですけれども、歳入関係の資料でございます。そちらの方を併せてご覧願ひます。

歳入につきましては、各譲与税、交付金等の一般財源につきまして、3月中旬から末にかけて、それぞれ交付決定があったことから、これに併せ補正を行ったものであります。2款「地方譲与税（国税）」から9款「地方特例交付金」及び11款「交通安全対策特別交付金」につきましては、国の地方財政計画の伸び率等に基づきまして予算の方を計上しておりましたが、今般、27年度の国税及び県税の実績等に基づきまして最終的な交付決定があったことから、予算書記載の通り、過不足額をそれぞれ補正したものであります。なかでも、5款の「株式等譲渡所得割交付金」及び6款の「地方消費税交付金」につきましては、景気が回復基調にあることなどが要因となりまして大幅な増額となっております。

また、10款「地方交付税」の特別交付税であります。今冬は降雪量が少なかったことから、除雪経費も抑えられたことを踏まえまして、交付額が減少するのではないかと危惧しておりました。こうしたなか、国におきましては、大仙市が行っております様々な施策に対する財政需要を特別交付税の算定に勘案してもらったほか、除排雪経費につきましても、近年の除雪体制の変化や、労務単価の上昇などを踏まえた算定を進めてもらったことなどから、昨年9月に行いました国への要望額17億9,000万円に対しまして、最終的な交付決定額は、17億5,064万4千円と、ほぼ要望額通りの交付を受けることが出来ております。お手元の資料2ページに特別交付税の交付状況、これ県内13市の状況でありますけれども、そちらをご覧願ひたいと思います。ここには県内13市の交付状況を記載しておりますが、網掛けしている部分が、大仙市の数値であります。県内では横手市に次ぎまして、2番目の交付額となっておりますが、前年度との比較では、1億104万9千円、率にして5.5%の減となっております。また、併せて合併後の特別交付税の推移を載せておりますが、豪雪となりました22年度から交付額が増加しており、23年度には20億円を超える交付額となっております。なお、27年度の特別交付税の予算計上累計額は、今回の補正額1億940万8千円を加えまして、15億6,674万円となり

ますが、未計上分の1億8,390万4千円につきましては、28年度への繰越金となり補正財源になります。

次に19款「繰越金」であります。補正額は587万2千円で、これによりまして26年度からの繰越金となります。実質収支額10億7,813万3千円を全額予算計上したことになります。

次に歳出につきまして説明申し上げます。予算書の方は12ページ、それから主な事業説明書の方は2ページをご覧いただきたいと思っております。

2款1項51目90事業の「公共施設修繕引当基金積立金」につきましては、先に歳入補正予算で説明しましたとおり、今般27年度の各種交付金等の確定しまして、予算額を上回ったことなどを踏まえまして、今後も増加が見込まれております公共施設の修繕等に備えるため、3億円を基金に積立したものであります。これによりまして、27年度末の基金残高は約6億円となりますが、先程の地域雇用基金同様に、28年度当初予算におきまして1億9,300万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約4億600万円となっております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 次に、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今年度4月の人事異動で、総合防災課長を拝命いたしました竹村でございます。よろしくお願いいたします。引き続きまして、総合防災課分についてご説明いたします。

資料No.2の補正予算書16ページをご覧ください。9款1項1目51事業大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金でございますけれども、当初予算13億8,331万3千円を1,140万3千円減額し、補正後の額を13億7,191万円とするものでございます。減額の主な内容としましては、共済組合負担金、燃料費及び消防ポンプ車と高規格救急車等の購入にかかる契約差額となっております。

次に13ページをご覧ください。3款5項1目20事業復興支援事業費でございますけれども、ゆきんこカード振興組合から復興支援のための寄付金がありましたので、1万3千円を一般財源から特定財源へ財源振替するものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 次に、佐藤次長兼市民課長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） この４月から、人事異動によりまして、旧市民課、旧国保年金課統合による新しい市民課の課長に拝任いたしました佐藤です、どうかよろしくお願いたします。

それでは、資料No.2「平成27年度大仙市補正予算（3月専決）」の4ページをお開き願いたいと思います。第2表、繰越明許費補正、（追加）の2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、事業名、個人番号カード交付事業費負担金、金額は2,059万1千円であります。

この負担金は、「行政手続きにおける個人を識別するための番号利用に関する法律」の施行に伴い、平成27年10月から発送された、通知カードの作成・発送事業や、個人番号カードの申込処理業務、製造・発行業務等を、一括して委任している「地方公共団体情報システム機構」への負担金であります。この負担金の財源は、全て国の補助金でありまして、予算につきましては、国の試算により4,487万9千円措置しておりましたが、通知カードの発送が遅れたことなどから、市民からの個人番号カードの交付申請数が国での想定より少なく、年度内での執行完了が困難となったことから、未執行額2,059万1千円を翌年度へ繰り越す必要が生じ、専決処分させていただいたものであります。

以上ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、高階市民部長。

○市民部長（高階仁） それでは、環境交通安全課所管分について、私の方からご説明させていただきます。資料No.2、平成27年度大仙市補正予算3月専決の14ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、51事業、大曲仙北広域市町村圏組合斎場負担金であります。灯油単価の下落と新斎場火葬炉の燃費の向上による燃料費の減額で、632万7千円の減額補正をお願いするものであります。なお、同案件につきましては、広域市町村圏組合議会2月定例会でご承認をいただきまして、第2期分を減額納付しております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 繰越明許となりました個人番号カード交付事業負担金、2,059万円の件ですけれども、結局マイナンバーカードというのは、年内にいくら発行できて、そして来年度に向けていくら、見通しというふうな、ペースそういったものから見て、来年度に向けて、繰り越し交付額がしっかり活用なるものなのかどうかというふうなあたりの考えを。

○次長兼市民課長（佐藤和久） 個人番号カードの交付数でございますけれども、3月31日現在ですが、5,218の申請数でございます。人口に対する申請率は、6.1%となっております。28年度の申請数につきましては、見通しというのはなかなか難しいところがありまして、全国的に5%、6%という、今の現在で、状況でございますので、今現在で来年度どれくらい交付なるのかというのは、ちょっと具体的にお話しできないというのが、状況でございます。活用につきましては、まだ交付状況がこの大変低い状況でございますが、いずれあの28年度から、今年度の申告から、失礼いたしました、28年の収入から、税の方では番号の方を義務付けましてやっております。29年度の8月以降、今度児童扶養手当とか児童手当、福祉医療もそうですけれども、転入になった方々の所得につきましては、ネットを通じて直接情報を得ることが出来るということで、今までは転出先の方から所得証明書いただいて、持ってきてくださいというようなことをしてございましたけれども、そういう手数は無くなるということは、今現在分かっていますが、それ以上の活用につきましては、まだ今後検討していくものだと思っております。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤清吉） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

午前 11 時 20 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐 藤 清 吉